

Care Watch!!

報酬
報酬
同時改定を
読み解く

株式会社ウエルビー
代表取締役

青木正人

↓「医療と介護の連携に関する意見交換」から

次回報酬改定では
特養における医療体制が
大きなテーマになる

中医協と介護給付費分科会が
意見交換を実施

診療報酬と介護報酬の同時改定を象徴しているのが、このたび開催された中央社会保険医療協議会（中医協）と社会保険審議会介護給付費分科会の委員が合同で行う「医療と介護の連携に関する意見交換」です。「看取り」「訪問看護」「リハビリテーション」「関係者・関係機関の調整・連携」の4つをテーマに、3月22日と4月19日の2回にわたって開催されました。

「医療と介護の連携に関する意見交換」でのテーマ

- 医療機関、介護施設、居宅等
- (1) 看取り(4)

● 要介護被保険者
ニ
における看取りと医療・介護サービス提供の在り方

● 医療と
ハ
リハビ
リ
在り方
リハビ
リ

● 特別養老ホーム
● 特別養老ホーム
● 特別養老ホーム
● 特別養老ホーム

図 特養における介護保険と医療保険との調整

老人福祉施設(特養)は、入居者に対し、介護保険および医療上の治療を行うために必要な費用を自己負担することとしており、介護保険の診療行為は、介護保険と医療保険との調整の上、行われている。特別養老ホーム(特養)は、介護保険の診療行為以外の診療(特別養老ホーム等)において、1)緊急の場合、2)介護保険の専門外の療養の提供のほか、3)医療の連携療養の取組みや、4)在宅療養支援診療所等の関係による看取りの場合には入居者を診察することができるとされている。

がん等の場合
看取りの場合
緊急の場合
配属医の専門外で特に診察を必要とする場合
特養・訪問看護、在宅療養など、特別養老ホーム等における緊急・専門外の診療の提供が困難な場合

健康管理・療養上の指導

医療機関で評価
介護保険で評価

は、多くの施設は、一方で見守りができていない。看取りを約10%ある重度要介護者として看取りを「看取り」を終了者として対応で、

は、多くの施設は、一方で見守りができていない。看取りを約10%ある重度要介護者として看取りを「看取り」を終了者として対応で、

は、多くの施設は、一方で見守りができていない。看取りを約10%ある重度要介護者として看取りを「看取り」を終了者として対応で、